

令和7年度東大阪市社会福祉法人等指導監査実施方針

1 はじめに

この方針は、『東大阪市社会福祉法人等指導監査要綱』（以下「要綱」という。）に基づいて、各年度における指導監査の重点項目等を明確にし、計画的に指導監査を実施するために策定する。

なお、大阪府並びに府内市町村がそれぞれ所管する社会福祉法人及び社会福祉施設に対して実施する指導監査に関する水準の標準化を図ることを目的に開催する法人管理・監査関係事務連絡会及びその成果物である調書等を考慮する。

2 基本的な考え方

社会福祉法人は、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保が求められている。また、社会福祉施設及び社会福祉事業を行う事業所（以下「施設等」という。）は、市民から社会福祉事業の中心的な担い手として期待されており、市民のニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供する拠点として積極的な役割を果たすことが求められている。

指導監査は、これらが持続的に確保されることを目的に行うものであり、中核市としてのメリットを活かし、継続的にきめ細かな指導監査を実施するものである。

3 指導監査の対象、種類及び実施方法について

（1）要綱の規定について

- ① 指導監査の対象は、要綱第3条のとおりとする。
- ② 指導監査の種類は、要綱第8条のとおりとする。
- ③ 一般監査の実施は、要綱第9条のとおりとする。
- ④ 特別監査は、要綱第8条の規定により実施する都度その方法を定める。
- ⑤ その他、指導監査にかかる規定は、要綱のとおりとする。

（2）一般監査（実地指導監査及び書面指導監査）の実施について

- ① 実地指導監査の実施日時、場所等については、概ね4週間前までに文書による通知を行う。
- ② 書面指導監査は、救護施設、高齢者施設及び障害者施設（事業所）のうち、前回の実地指導監査の結果等に特に問題がないと認められる場合に実施することが出来る。また、感染症の対応等により、実地指導監査を行うことが困難であった場合に実施することが出来る。
- ③ 社会福祉法人の実地指導監査とその法人が経営する施設等への実地指導監査は、原則、同日に実施する。ただし、一つの社会福祉法人が複数の施設等を経営する場合は、複数日にわたって実施又は一部施設等のみを対象として実施することがある。また、前回の実地指導監査の結果等及び、

施設の運営に特に問題がない場合において、法人本部の監査のみを対象として実施することがある。

- ④ 実地指導監査は、実施日の１０時から１７時を予定時刻とする。ただし、書類等の不備、不測の事態発生又は現場において理事長・施設長等に了承を得た場合には、この限りではない。

なお、毎年度、実地指導監査が必要な児童福祉施設に対しては、同時に社会福祉法人への指導監査を実施しない場合、時間短縮等に配慮する。

- ⑤ 上記に関わらず、運営全般にかかる重大な問題等の発生若しくは利用者等からの苦情又は福祉部長が必要と認める場合は、関係部局等と連絡調整し組織的な対応を行い、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時に実地指導監査を行う。

- (３) 新たに設立された社会福祉法人及び新たに事業を開始した施設等には、できるだけ早期に業務指導を兼ねた実地指導監査を行う。

４ 所管の社会福祉法人に対する実地指導監査の実施回数について

国の指導監査要綱による監査周期等と整合性を保ち、以下のように定める。

- (１) 会計監査人を置く法人及びこれに準ずる監査を実施する法人については、前回の指導監査結果等に特に問題がない場合で、会計監査人の作成する監査報告書等の内容により、実地指導監査を５年に１回の実施とする。
- (２) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けて規定の書類が提出された場合で、前回の指導監査結果等に特に問題がない法人は、実地指導監査を４年に１回の実施とする。
- (３) 前回の指導監査結果等に特に問題がない法人が、指導監査対象施設等について、苦情解決への取組みが適切に行われており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、実地指導監査を４年に１回の実施とする。
- ① 福祉サービス第三者評価事業を受審し、結果の公表を行い、福祉サービスの質の向上への努力が認められる場合又はＩＳＯ９００１の認証取得施設を有していること。
- ② 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。
- ③ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。
- (４) 施設の新規開設等により法人の運営を同時に確認する必要がある場合、又は、改善報告の内容が不十分のため実地での確認が必要な場合には、上記の(１)から(３)の周期等に関わらず法人への指導監査を実施する。

5 指導監査の重点事項

(1) 社会福祉法人制度改革を踏まえた運営管理体制の確立

- ・評議員（選任・解任委員会含む）、理事及び監事の適切な選任
- ・理事会、評議員会の開催状況、理事長の選出及び要審議事項の確認
- ・監事監査及び監事の理事会への出席、決算の評議員会の審議状況
- ・役員報酬の状況（評議員会の審議内容、規程及び役員等の勤務実態）
- ・情報の公表（財務諸表等電子開示システムでの届出を含む） 等

(2) 社会福祉法人及び施設の運営の適正化の推進

①資産管理の適正化

- ・基本財産及び運用財産等の管理
- ・債権・債務の管理

②会計経理の適正運用

- ・内部牽制体制の確立
- ・利用者負担金の徴収、寄附金、小口現金の取り扱い
- ・法人および施設等の資金の使途の確認
- ・運営費の弾力運用に係る適正な要件遵守及び会計処理
- ・前年度決算書との整合性

③障害者の雇用状況の確認

④個人情報の適正な取扱いの確保

(3) 適切な利用者支援の確保

①感染症予防対策及び発生時の対応

②利用者の意向、希望の尊重と良好な生活環境の確保

③利用者の権利擁護の観点からの適切な支援の確保

- ・利用者の人権尊重
- ・身体拘束等、行動を制限する行為の状況確認
- ・虐待防止への対応

④事故防止の取組みおよび事故発生時の適切な対応

⑤衛生管理対策の充実強化

- ・食中毒
- ・調理室等の衛生管理
- ・じょくそう予防対策

⑥消防及び災害対策

- ・避難及び消火訓練の実施状況
- ・防火管理者の選任及び届出
- ・消防計画の作成及び届出
- ・避難設備、消防用設備の定期的な点検および報告
- ・避難確保計画の作成及び届出

⑦個別支援方針の策定

⑧保育所保育指針の適用状況の確認

⑨幼保連携型認定こども園教育・保育要領の適用状況の確認

⑩保育時間・開所時間の設定

- ⑪一斉休園の解消
- ⑫食事未提供日の解消
- ⑬利用者に応じた栄養量の確保
- ⑭苦情解決システムの整備、公表

(4) 必要な職員の確保と職員処遇の充実

- ①労働時間の短縮等労働条件の改善
 - ・労働時間の確認
 - ・職員健康診断の適正な実施
 - ・非常勤職員等の雇用契約の確認
 - ・育児・介護休業規程の確認
- ②業務体制の確立と就業規則等内容、改正手続きの確認
 - ・改正労働基準法等への取組み状況の確認
- ③職員研修等資質向上対策の推進
 - ・人権啓発研修への取組み
 - ・感染症研修への取組み

6 改善状況の確認

実地指導監査（随時に行うものを除く）においては、各監査員が当日の指導内容等について書面（メモ）を作成し、法人・施設等に内容を示すこととする。指導監査結果は、原則、この覚書の事項を法令及び通知等との違反事項がないか等精査した上、改めて文書により通知する。指導監査の結果、文書による改善指導を行った事項に対しての改善報告は、改善状況が確認できる挙証資料の添付を義務付ける。

改善等が確認できない場合は、必要に応じて追加資料等の提出や理事長・施設長等からの説明を求めるなど、改善・是正措置の徹底を図ることとする。

上記に関わらず、未だ改善に至らない事項及び改善報告と異なった内容等が判明した場合は、当該改善指摘事項を重点として、再度の実地指導監査を行う。

7 情報の開示について

指導監査に関する情報は、社会福祉法人等によって提供される福祉サービスの質の向上及び利用者による福祉サービスの適切な選択に資するため、個人情報等の法令により非公開とされている場合を除き、その提供に努める。

8 その他

社会福祉法人・社会福祉施設が提供する福祉サービスの質の向上を図るための自己点検・自己評価・事務補助等に資するため、社会福祉法人への情報提供等に努める。